

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	セントラル総合開発株式会社			コード	3238		
提出日	2025/6/2		異動（予定）日	2025/6/26			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、再任および新任の社外役員の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	鳥山 亜弓	社外取締役	○													○	有
2	五十里 秀一朗	社外取締役	○													○	有
3	若山 巍太郎	社外監査役	○													○	有
4	小林 俊之	社外監査役	○												△		新任 有
5	凪 泉澄	社外監査役	○												△		新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当しておりません。	同氏は、弁護士および公認会計士としての専門的知識を活かし、実務経験に基づく高い見識の基に、当社の経営の妥当性・適正性の確保ができるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所に定める独立役員の独立性基準に適合し、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立性を有しております。
2	該当しておりません。	同氏は、税理士としての専門的知識を活かし、豊富な実務経験に基づく高い見識の基に、当社の経営の妥当性・適正性の確保ができるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所に定める独立役員の独立性基準に適合し、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立性を有しております。
3	該当しておりません。	同氏は、公認会計士および税理士としての専門的知識を活かし、高い見識の基に、強い監査・監督機能を発揮できるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所に定める独立役員の独立性基準に適合し、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立性を有しております。
4	小林俊之氏は、2015年3月まで当社と取引のあるみずほ信託銀行株の執行役員、同年6月まで理事として勤務し、その後、日本ベンション・オペレーション・サービス株式会社取締役社長を経て、2019年6月より平成ビルディング株式会社執行役員、2025年4月より顧問、2025年6月に退任（予定）しております。また、当社とみずほ信託銀行株の関係については、当社は複数の金融機関と取引をしており、現在みずほ信託銀行株に対する借入金残高は無く、みずほ信託銀行株の当社に対する影響度は希薄であると判断しております。以上のことから一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として中立・公正な立場を保持できるものと判断しております。	同氏は、銀行の執行役員の経験があり、企業経営の業務遂行および財務・会計に関する、相当程度の知識を有するものであるため、強い監査・監督機能を発揮できるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所に定める独立役員の独立性基準に適合し、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立性を有しております。
5	凪泉澄氏は、2020年4月から2025年4月まで、当社と社会保険労務士として顧問契約を締結しておりますが、顧問料は年額100万円以下と僅少なものであることから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	同氏は、社会保険労務士としての専門的知識を活かし、高い見識の基に、強い監査・監督機能を発揮できるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所に定める独立役員の独立性基準に適合し、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立性を有しております。
25		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。